

NO. 11 平成25年11月1日赤磐市内発生事件

・事件概要

①赤磐市内の住民（60代女性、国民健康保険被保険者）宅に「市役所医療課ササキ」と名乗る者から、「過去5年間の医療費を再計算した結果、還付がある」との電話があった。詳しく聞くと「通知を送っている。」と言われた。

不審に思い、「還付があるならもう一度通知を送ってください。」と言って電話を切った。電話帳で確認したところ、市役所に「医療課」がないことはわかったが、もし市役所からの電話であれば申し訳ないと思い、確認のため、市役所へ電話した。

市役所では、対象となる還付はない。医療課は存在せず、「ササキ」という職員も担当課にいない。詐欺の可能性がある。もし、通知が届くようなことがあれば、ご相談いただくよう依頼した。

②被保険者宅に「市役所の男性（所属や氏名が聞き取れなかった）」から、「医療費の払い戻しが5万円ほどある。」との電話があった。よく聞き取れず、何度も聞き返していると、途中で電話が切れてしまったので、市役所へ電話をした。

市民課男性職員に確認したが、電話はしておらず、該当市民の方

の対象となる還付はない。詐欺の可能性もある。もし、また電話があるようなら、ご相談いただくよう依頼した。

NO. 10 平成25年11月1日和気町内発生事件

・事件概要

①和気町内の被保険者宅に「和気町医療保険課のササキ」と名乗る者から、「過去5年間の保険税の過払いで払い戻しがあり、通知を送っていたが、申請がないので電話をした。役場から文書が届いているはずなので確認してほしい。」と非通知で電話があった。

被保険者は、役場にササキという職員はいるのか。このような通知は送っているのか。役場から非通知で電話を掛けることがあるのか。と不審に思ったため役場へ電話をした。

役場にそのような名前の職員はおらず、払い戻しの通知は送っていないことを伝えた。

②被保険者宅に「和気町医療保険課のササキ」と名乗る人から、「過去5年間の医療費の払い戻しが3万円あり、10月31日までに申請をするよう通知していたが、期限を過ぎても申請がなかったので電話をした。わからないことがあれば役場の『93-2211』へ電話をして欲しい。」との電話があった。

電話が途中で切れ、伝えられた番号が役場のものではないと思い、役場へ電話した。電話の内容は本当なのか。

役場にそのような名前の職員はおらず、医療費の払い戻しの通知も行っていないため、先ほどの電話内容は信用しないで欲しいと伝えた。

③被保険者宅に「役場のササキ」と名乗る人から、「過去5年間の医療費の払い戻しが3万円あり、振込みの為に口座番号等を教えて欲しい。」との電話があり、住所・電話番号・口座番号を教えた。

「これから振込むので、銀行で通帳記入をして入金を確認し、また電話をして欲しい。」と言われたので、被保険者は確認のため役場へ電話をした。

役場にササキという職員はおらず、5年まで遡る医療費の払い戻しはあり得ないこと、また、口座番号を教えただけではお金を下ろされることはないと伝えた。

NO. 9 平成25年10月23日瀬戸内市内発生事件

・ 事件概要

瀬戸内市内の被保険者宅に「瀬戸内市役所保険年金課のサイトウ」と名乗る者から電話があった。

○サイトウ「奥さんいますか？6月分の保険料の過払いの還付が27,500円ある。」

□被保険者「今、妻はいない。あとで電話するので連絡先を教えてください。」と言った途端、電話が切れた。

瀬戸内市役所に保険年金課という部署はなく、サイトウという職員もいない。市役所からはそのような電話をすることはないので、注意するよう伝えた。

NO. 8 平成25年7月26日倉敷市内発生事件

・事件概要

①「倉敷市の医療保険課のタカギ（男女不明）」と名乗るものから、「過去5年間の払い過ぎた医療費（32,000円）をお返ししたい。書類に従って手続きをやってくれ。」との内容の電話があった（書類はきていない）。

被保険者は、病院にもあまりかかっているため不審電話と感じ、「情報ありがとうございました。」と言って電話を切った。

②「倉敷市の医療保険課」と名乗る者（男女は不明）から、「医療費を還付（32,000円）したいので、携帯番号・保険証の番号を教えてください。」との電話があった。被保険者は病院にはあまりかかっているため、還付があることがおかしいと思い電話を切った。気になったので、国保課へ電話して医療保険課へ尋ねようとしたとのこと。

倉敷市には医療保険課がないこと、社保であれば倉敷市として医療費を還付するようなことはないことを伝えた。今後、このような電話があっても決して行動しないことを伝えた。

③「倉敷市の医療保険課のムライ（男）」と名乗る者から、「医療費の過払金（32,911円）があるが、期限が今日までになっている。期限を過ぎると東京の福祉〇〇事務所へ連絡してもらうことになる。」との電話があった。そして電話番号『03-6803-3652』を伝えられた。また、「東京の〇〇事務所から問い合わせの電話が明日あるので、受付番号を言ってくれ。」とのことで、番号『98524』を聞いた。

話のなかで、何度もカード番号を聞かれたが、持っていないため「銀行の通帳はある。」と答えると、「教えて欲しい。7月29日に振り込む。」と言われた。銀行へもその旨伝えしたが、直接の害はなさそうとの返答であった。入院をしたこともあり、市役所ということで信じてしまい、口座を教えてしまったとのこと。今後、このような電話があっても行動しないこと、市役所からカード番号を聞くことはないことを伝えた。

④「倉敷市の医療保険課（名前は覚えていない）」から、「還付金があるので社会保険事務局『03-59・・・』に電話するように。」との電話があった。このため、指定された電話番号に電話したところ、「ウチヤマ」と名乗る男性と話をした。内容は、「医療費の過払

金35,000円（正確な金額は不明）があるため、還付するので今日中にスーパーマーケットやコンビニのATM（銀行はダメと言っていた）に行くように。」と言われ、受付番号として『998-337?』を教えられた。

その後、ATMに行こうとしたが、銀行のATMはダメだということや、ATMに行ったら操作方法を電話で指示するなど不審なことを言っていたため、ATMに行く前に、確認のため倉敷市医療給付課へ問い合わせの電話をした。

医療給付課が所管している後期高齢者医療については、保険料・高額療養費共に還付する予定のものはないことを確認し、その旨を伝えた。同様の振込詐欺も発生しているので注意喚起し、怪しいと思ったら市役所に確認するよう伝えた。その他同様の電話が医療給付課へ7件あった。

NO. 7 平成25年7月23日笠岡市内発生事件

・事件概要

笠岡市内の被保険者宅に「社会保険医療関係のサカタ」と名乗る男から、「4月に白い封筒で通知を送っているが、連絡がなかったの
で電話をした。過去5年間の払戻し金が33,000円ある。今日
が最終日なのでATMに出向いてほしい。」との電話があった。

さらに、「カードか通帳はあるか。あれば口座番号を教えてください。
銀行の店舗は電波の状態が悪いので、最寄りのスーパーのATM
にしてほしい。3時までにATMに行き、着いたら『03-596
2-0205』のサカタまで電話するように。」と言われた。

そして金融機関名と口座番号を教えてしまった。その後、不審に
思い市役所へ電話をしたことで本件が発覚した。

被害はなし

金融機関へは行かないように伝えた。同様の還付金詐欺が多発し
ていることを伝え、注意を喚起した。

NO. 6 平成25年7月23日岡山市内発生事件

・事件概要

岡山市内の被保険者宅に「市役所のゴトウ」と名乗る男から、「ご主人の医療費の過払いが33,561円あり、通知を4月に白い封筒で送っている。期限が過ぎてしまったので、今日すぐに電話番号『03-5692-0000』に携帯電話からでもいいので電話をし、受付番号『998-337』を伝えるように。」との電話があった。

4月に文書が届いた覚えがなく、不審に思い市役所へ電話をしたことで本件が発覚した。

被害はなし

特に還付するものはなく、市役所から直接電話で指示をすることはない。還付金詐欺が多発していることを伝え、注意を喚起した。

NO. 5 平成25年7月23日真庭市内発生事件

・ 事件概要

真庭市内の被保険者宅に「市役所職員のイノキ」と名乗る者から、「保険料の還付がある。フリーダイヤル『0120-970-788』に電話し、整理番号『998387』を伝えるように。」との電話があった。

不審に思い市役所へ電話をしたことで本件が発覚した。

被害はなし

市役所に「イノキ」という職員はおらず、還付金詐欺の可能性が高いことを伝え、注意を喚起した。

NO. 4 平成25年7月12日美作市内発生事件

・事件概要

①被保険者宅に「市役所保健医療課のアサイ」と名乗る者から、「過去5年間の医療費の過払いがある。期限が過ぎているため、市役所では手続きできないが、今日中であれば社会保険事務所で手続きが可能だ。」との電話があり、フリーダイヤルと受付番号を教えられた。

不審に思い市役所へ電話をしたことで本件が発覚した。

②被保険者宅に「今年の2月頃通知を送っているが、まだ手続きがされていない。フリーダイヤル『0120-980-574』に電話してほしい。」と言われ、受付番号を教えられた。

被保険者の家族が電話を受けたが、被保険者は3年ほど前に亡くなっており、不審に思い市役所へ電話をしたことで本件が発覚した。

被害はなし

還付金詐欺の可能性が高いことを伝え、同様の電話がかかってきても電話をしないように伝え、注意を喚起した。

NO. 3 平成25年7月12日笠岡市内発生事件

・事件概要

①笠岡市内の被保険者宅に「市役所医療保険課のタナカ」と名乗る者から、「医療費の過払いで払い戻しがあり、3月に通知書を送っていたが、6月末の締切りが過ぎてもまだ申請がないのでフリーダイヤル『0120-980-574』へ電話をし、受付番号『998-428』を伝えてほしい。」との電話があった。

被保険者宅には以前にも同様の電話があり、不審に思い市役所へ電話をしたことで本件が発覚した。

市役所にそのような課はなく、医療費の払い戻しも発生していないことを伝え、注意喚起した。

②被保険者宅に「市役所職員」を名乗る者から、「5年間の払い戻しがあり、2～3カ月前に書類を送っている。受付番号は『998-428』である。携帯電話を持っているか。」との電話があった。

被保険者が「持っていない。」と答えると、保留になりそのまま電話が切れたため、不審に思い市役所へ電話をしたことで発覚した。

このような電話を市役所からすることはないことを伝え、また同様の電話があれば市役所へ電話するよう促した。

NO. 2 平成25年7月11日高梁市内発生事件

・事件概要

正午頃、高梁市内の被保険者宅に「市役所のフサガワ」と名乗る者から、「緑の封筒を送らせていただいています。医療費が返ってくるので手続きをしてください。」との電話があった。

被保険者は見た覚えがなかったため、「見ていない。」と答えたところ、「明日届くかもしれないので、また明日電話します。」と言い、被保険者の在宅の有無を聞かれた。

不審に思い、備中県民局高梁地域事務所に電話をかけたことで本件が発覚した。

被害はなし

市役所に「フカザワ」という職員はおらず、還付金詐欺の可能性が高いことを伝えた。

また、市役所ホームページ、緊急メール、防災無線等で注意を喚起することとした。

NO. 1 平成25年4月下旬頃津山市内発生事件

・事件概要

津山市内の被保険者宅に、「市役所のタナカ」と名乗る者から、「高額医療費の還付が34,118円ある。津山社会保険事務所『0120-888-123』に電話をし、番号『998587』を伝えてほしい。」との電話があった。

被保険者は、教えられた番号がフリーダイヤルだったため、不審に思い、津山社会保険事務所の場所を尋ねたところ、「わからない。自分で調べろ。」と言われた。

後日、市役所の窓口に来庁したことで発覚した。

被害はなし

津山社会保険事務所に「タナカ」という職員はおらず、還付金詐欺の可能性が高いことを伝え、注意を喚起した。